

書記官送達

令和3年10月28日午後3時39分



令和3年10月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 飯塚美江

処分撤回請求控訴事件（原審・東京地方裁判所

口頭弁論終結日 令和3年9月2日

判 決

控 訴 人

(以下「控訴人」 という。)

同所

控 訴 人

(以下「控訴人」 という。)

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 控 訴 人

国

同代表者法務大臣

古 川 禎 久

同指定代理人

芳 村 信 夫

淵 政 博

宮 脇 智 砂 子

石 井 貴

永 井 房 子

南 部 敦

主 文

- 1 控訴人らの控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。

2 本件を東京地方裁判所に差し戻す。

第2 事案の概要（以下、略語は、新たに定義しない限り、原判決の例による。）

1 控訴人■は、叔父である本件被相続人が■に死亡したことに伴い、本件相続に係る納付すべき相続税として、①平成30年7月20日に1846万6700円を期限内申告により全額納付し、②同年9月11日に修正申告により369万3400円を全額納付し、③令和2年6月11日付けの本件修正申告により、同月15日に515万1400円を全額納付した。

本件は、控訴人らが、被控訴人に対し、行訴法4条に定める公法上の法律関係に関する確認の訴えにより、控訴人■が納付すべき本件相続に係る相続税のうち、上記③の本件修正申告が無効であると主張し、控訴人■の相続税について、納付すべき税額2216万0100円（上記①の1846万6700円及び上記②369万3400円の合計額）を超えて納税義務を負わないことの確認を求めると解される事案である。

原審は、控訴人■が本件修正申告による納税義務に基づいてその相続税額的全額を納付済みであるから、納税義務が既に消滅しており、控訴人■については、自己の権利又は法律上の地位に危険又は不安が存在するとはいえないから、いずれも確認の訴えとして不適法なものとして、却下されるべきである旨の判示をして、控訴人らの訴えをいずれも却下した。

控訴人らは、原判決を不服として本件控訴を提起した。なお、控訴人らは、本件口頭弁論期日において、本件控訴を提起した趣旨が、本件を東京地方裁判所に差し戻し、本案の審理を求める旨を述べた。

2 前提事実並びに争点及び争点に係る当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要等」の1及び2（原判決2頁9行目から同4頁6行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの本件訴えは、不適法であり、これらをいずれも却下し

た原判決は相当であると判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1及び2（原判決4頁8行目から同5頁22行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

なお、控訴人らは、原判決を取り消して本件を東京地方裁判所に差し戻した後、別紙控訴状記載のと通りの要求をしたいと述べるが、いずれも本訴について原判決を取り消すべき理由とはならない（控訴人の主張を裏付ける証拠はないが、原判決説示のとおり、別途の方策〔例えば、更正の請求等〕を取るほかない。）。

## 2 結論

以上によれば、控訴人らの本件訴えをいずれも却下した原判決は相当であって、控訴人らの本件控訴はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官

三角比足

裁判官

上田洋幸

裁判官

品川英基

別紙

控訴状

令和3年(仮)第 27 号	号
民事第 38 部	部
民事事件(控)	控

令和3年2月25日

控訴人住所



控訴人



〃



事件番号



処分撤回請求事件について

令和3年2月12日に言い渡された判決は全部不服であるから控訴する。

原判決の表示

1. 本件各訴えといわれむ却下する。
2. 訴訟費用は原告らの負担とする。

控訴の主旨

原判決を取り消し、次のように要求



する。

要求 (1) 便途不明金が無い事を確認  
する。

(2) 小川事務官が公文書偽造まてし  
て、この様な処分を行おうとした  
意図を明らかにしてほしい。

(3) この様な便途不明金を作って  
介護施設の為に入るといった場合  
施設から請求がくる事が明らかで  
ある。この様な明白な犯罪行為を  
行う事は不可能である。小学生でも  
わかる事柄を理解せず、原判決は  
コロナ禍で多忙すぎるにしても論理  
性に欠ける。

最後に不審正申告と認められた場合本税の

訂正が不可能とばかり原告等は多額の  
損失と被る事となる。

従つて税法等に全く無知な主婦や老人  
から多額の金銭と言取はうとした  
国税当局に対し、修正申告と同額の  
慰謝料を請求する。

東京高等裁判所 仰中。

世田谷税務所から



2019年

7/23 世田谷税務所の  
事務官、様  
主査 様  
が家に来て通帳等々を再見していった。

7/24 税務所からTEL 4000万走り付い。

7/26 " 弁護士の手紙を  
書類を送れ  
送った。

8/22 領収書が必要(税務所)  
送ったものは返さないと言われ  
弁護士から  
送り戻してもらったものをコピーして送った  
(長野に居たのと同じから)

9/13 税務所の係官とTEL 全くわかりたいと  
言ったが 長野まで調心に来る様子  
どうぞ来て、有って見て下さい、と言った。

9/17 税務所の係官からTEL [Redacted] が去る 600万と  
言った。

9/20 10/15 [Redacted] に世田谷税務所の係官と会い  
来るというので急いで長野から戻った。  
明日は来たい、と言って来た。相変わらず 4000万円

12/20.23. 税務所からTEL 年 4000万円と言った。

2020年 5~6月

27,24,23万円と言ってきた。  
無いと言ったが、入金は無いはずだろ、と言った。

(1) 計数表

■■■■ から出金した金額 年 45,000,000.-

■■■■ に入金した金額 年 27,850,000.-

税務所が調べた金  
叔父・叔母の為に使った金 年 8,403,923.-

叔父 叔母の葬祭費並に入院費 年 8,964,139.-

■■■■ ~令和2年6月までの家賃 年 3,300,000.-





税務所からきた数値 [redacted] までだが

N.7

被相続人のために費消した金額 あと始末にその後も

出費が多かった。  
資料あり

年	月	家賃	家賃以外	計
			48,078	48,078
			134,899	134,899
			40,582	40,582
			36,360	36,360
			14,284	14,284
			7,818	7,818
			10,840	10,840
			6,780	6,780
			46,910	46,910
			37,020	37,020
			10,785	10,785
			10,218	10,218
			15,380	15,380
			9,150	9,150
			36,385	36,385
			38,472	38,472
			21,307	21,307
			309,516	309,516
			529,000	529,000
			36,420	36,420
			119,776	119,776
			24,217	24,217
		90,000	30,152	120,152
		90,000	88,408	178,408
		90,000	48,576	138,576
		90,000	69,650	159,650
		90,000	452,857	542,857
		90,000	24,783	114,783
		90,000	31,000	121,000
		90,000	44,672	134,672
		90,000	92,931	182,931
		90,000	109,000	199,000
		90,000	47,712	137,712
		90,000	61,250	151,250
		90,000	127,092	217,092
		90,000	124,452	214,452
		90,000	43,240	133,240
		90,000	46,432	136,432
		90,000	78,122	168,122
		90,000	45,380	135,380
		90,000	49,616	139,616
		90,000	381,837	471,837
		90,000	104,040	194,040
		90,000	50,356	140,356
		100,000	43,624	143,624
		100,000	137,354	237,354
		100,000	229,205	329,205
		100,000	73,756	173,756
		100,000	122,000	222,000
		100,000	40,000	140,000
		100,000	40,000	140,000
		100,000	51,404	151,404
		100,000	321,642	421,642
		100,000	44,544	144,544
		100,000	41,620	141,620
		100,000	65,642	165,642
		100,000	217,377	317,377
		3,280,000	5,123,923	8,403,923

116,532

483,753

144,000  
140,000

160,000  
138,000  
+ 18,000

叔父の入院  
1,467,000  
叔父の葬儀  
584,538.7  
表9  
1,651,752.

計 8,964,139

9,443,488

173,880.52

○ 菩提寺  
○ 病院

73,000 等



これは正本である。

令和3年10月28日

東京高等裁判所第8民事部

裁判所書記官 飯塚美江

